

昭和二十四年二月十三日提出
質問 第三一九号

人事院規則一四―二による職員団体の登録に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和二十四年二月十三日

提出者 土橋 一吉

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

人事院規則一四―二による職員団体の登録に関する質問主意書

人事院は、昭和二十四年十一月十二日人事院規則一四―二により全逋信従業員組合の登録を認可した。

右件につき、全逋信労働組合中央執行委員長山口寛治君は、昭和二十五年一月五日人事院総裁浅井清君に対し、人事院規則一四―二違反であるとして異議を申し立てている。

その理由とするところは、全逋信従業員組合(分裂派)の登録申請書は、認可を受けるためにはなほだしく偽造をなしたものである。

即ち、

1 大会(全逋分裂派熱海大会)に参加した代議員が組合員の平等に参加した直接秘密投票によつて選挙せられたものでない。

2 傍聴者を代議員としている。

3 正式の脱退届の提出なきにかかわらず、出席代議員より逆算して勝手に組合員数を削減して大会を

成立せしめている。

以上のように全く人事院規則一四―二に反した実情を故意に陰へいした登録申請書を作成したが、これに対して人事院が認可を與えたことは人事院規則一四―二の明らかな違反である。

よつて政府は、次の諸点を明確にされたい。

一 全逓信従業員組合の登録申請書及び証明書類は、人事院規則一四―二に定める諸規定を具備し、また全逓信労働組合の異議申立書を反ばくするに足る充分なる証明書類を備えているか。

二 人事院は、職員団体の登録等の調査に要する経費百六十六万円余をもつが、前記異議申立書に指摘する点につき、いかなる調査を行い、またいかなる結果を得たか。

三 人事院は、申請書及びその他の事項が法及び規則に適合しない場合、登録の認可を與えるか。また完全に適合する場合に登録の認可を與えないことがあるか。

右質問する。